

大学卒・資格免許職

広野町職員を募集しています

■採用予定日 平成27年度11月採用職員：平成27年11月1日／平成28年度採用職員：平成28年4月1日 ■職種 大学卒：①行政、②土木、③建築／資格免許職：④保育士、⑤保健師 ■採用予定人員 ①～③：合わせて3人程度／④・⑤：合わせて2人程度 ■受験資格 ①～③：昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、4年制大学以上を卒業した人または平成28年3月までに卒業見込みの人／④：昭和51年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ人または平成28年3月までに取得見込みの人。学歴不問／⑤：保健師資格を持つ人または平成28年4月（登録済証明書発行時期）までに取得見込みの人。年齢および学歴不問／欠格事由は「広野町職員採用候補者試験のお知らせ（募集要項）」で確認してください。 ■試験方

法：第1次試験は教養試験（筆記）、専門試験（筆記）と事務適性検査・一般性格診断検査・職場適応性検査。第2次試験は第1次試験合格者に対して個別面接と小論文による試験 ■第1次試験の期日 平成27年7月26日（日）■第1次試験の場所 ①～③：福島工業高校（福島市森合字小松原1番地）／④・⑤：杉妻会館（福島市杉妻町3番45号） ■申し込み方法 申込用紙を平成27年6月26日（金）までに直接（開庁日時内）または郵送（6月26日午後5時までに受領したもの）で広野町総務課庶務係（〒979-0402福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地）へ。募集要項と申込用紙は総務課窓口か郵送請求（120円切手をはった返信用封筒（角型2号。職種と「申込用紙請求」の文言を朱書きすること）同封）で入手可能。 ■問 総務課 庶務係 ☎0240-27-2111

大学卒程度

双葉地方広域市町村圏組合が職員を募集しています

■採用予定日 平成28年4月1日 ■職種・採用予定人員 大学卒程度（一般事務）2人程度 ■受験資格 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、自動車運転免許（普通自動車以上）取得または平成28年3月末日までに免許取得見込みの人。学歴不問（欠格事由は同組合の試験公告で確認してください） ■試験方法 第1次試験は①教養試験（筆記）、②適性検査。第2次試験は第1次試験合格者に対して小論文と個別面接による試験 ■第1次試験の期日・場所 平成27年7月26日（日）／福島工業高校

（福島市森合字小松原1番地） ■申し込み方法 申込用紙を平成27年6月26日（金）までに直接（開庁日時内）双葉地方広域市町村圏組合総務課（〒979-0402福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼44番地15 広野町サッカー支援センター内・☎0240-27-4665）へ持参するか、郵送（6月24日消印有効）すること。申込用紙は同組合総務課窓口か郵送請求（120円切手をはった返信用封筒（角型2号）同封）で入手可能。 ■問 双葉地方広域市町村圏組合 総務課 ☎0240-27-4665

放射線相談室

巡回相談会を行っています

広野町放射線相談室が6月中に開催予定の巡回相談会は下表のとおりです。放射線に関する不安や相談したいことがある人は、ぜひお越しください。参加者全員での対話の後、個別の相談もお受けします。Dシャトル（町が配布した小さい線量計）の読出しも実施しますのでお持ちの人はご持参ください。

開催日	会場	時間
6月8日（月）	亀ヶ崎地区集会所	午前11時30分～正午
6月10日（水）	下北迫地区集会所	午前11時30分～正午
6月12日（金）	上北迫地区集会所	午前11時30分～正午
6月17日（水）	四倉鬼越仮設	午後2時～3時
	四倉工業団地仮設	午後3時～4時
6月22日（月）	桜田地区集会所	午前11時30分～正午
6月22日（月）	高久・鹿島第4仮設	午後1時～2時
6月24日（水）	常磐迎第1仮設	午後2時～3時
	常磐迎第2仮設	午後3時～4時

■問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773

人権問題のお悩みに

特設人権相談所を開設します

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？
 ●離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
 ●家主や地主から一方的に追い立てられている。
 ●体罰や「いじめ」を受けた。
 ●不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
 ●高齢者、子どもが虐待を受けている。
 ●セクシュアル・ハラスメントを受けている。
 ●変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
 ●近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている

下記のとおり、特設人権相談所を開設しますのでお気軽にご相談ください。相談は無料で、難しい手続きはありません。相談の内容についての秘密は厳守します。詳しくは、町民保健課戸籍係までお問い合わせください。
 ■開設日時 平成27年6月30日（火）
 午前10時～午後3時
 ■場所 広野町役場3階 301会議室
 ■問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

子どもの抱える人権問題について

電話相談を実施します

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、6月22日から28日までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱える人権問題について、人権擁護委員および法務局職員による電話相談を実施します。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。強化週間の期間以外の日（土曜日、日曜日および祝日を除く）においても、午前8時半から午後5時15分まで

相談に応じていますので、ご利用ください。
 ■相談日時 6月22日（月）から28日（日）までの午前8時半から午後7時まで（6月27日（土）、28日（日）は午前10時から午後5時まで）
 ■電話番号 0120-007-110
 ■問 福島地方法務局 人権擁護課 ☎024-534-1994

震災前からの町民が双葉郡で死亡した場合

火葬場使用料の差額が原子力損害賠償の対象になります

平成23年3月11日の時点で広野町に住民票のあった人が、現に双葉郡に住んでいて死亡した場合（いったん町外に居住して帰町した人と、震災後も広野町に住み続けた人との双方を含む）、双葉地方広域市町村圏組合「聖香苑」を使用することができないため、やむを得ず隣接する他市町村の斎場を使用し、高額な斎場（火葬場）使用料を負担する場合があります。負担した他市町村の火葬場使用料については、「聖香

苑」の火葬場使用料を超えた部分の差額が、当面の間、東京電力の原子力損害賠償の対象となり請求することが可能です。詳しくは、東京電力株式会社福島原子力補償相談室のご相談専用ダイヤルへお問い合わせください。
 ■ご相談専用ダイヤル ☎0120-926-404
 ■問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

防災行政無線電話対応サービス

防災行政無線を後から確認できます

町内において放送している防災行政無線については、放送内容を録音しており、直近の24時間分であれば次の番号（☎0240-28-0120）に問い合わせをすると内容を確認できます。放送内容を聞き忘れた場合や、もう一度内容を確認したい場合に有効です。また、町外

に避難されている場合でも、放送内容を聞くことができますので、ぜひ、ご利用ください。本サービスは、通話料のみ有料となります。
 ■問 環境防災課 消防防災係 ☎0240-27-2114